【商品先物取引業者の皆様へ】

商品先物取引法に係る事業報告書についてのお知らせ

令和6年6月12日

農林水産省大臣官房 新事業・食品産業部商品取引グループ 経済産業省商務・サービスグループ 商取引監督課

「事業報告書」(様式第十一号)の提出時の留意事項について

「事業報告書」(様式第十一号)を作成する際には、次の点に留意して、作成いただきますようお願いします。

「事業報告書」 2. (1) 商品先物取引業に係る当該事業年度の業務概要欄に、当該事業年度における商品先物取引業の概況を記載することのほか、「商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」で対応を求められる事項(令和6年3月末までに対応を完了させ、体制を整備すること)の実施状況(当該事業年度末現在)について、別添の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインのうち「対応を求められる事項」の実施状況(令和6年3月末)」に具体的に記載していただき、提出してください。

【問合せ先】

農林水産省大臣官房新事業・食品産業部商品取引グループ

担当:平山、小笠原、大本

(直) 03-3502-5754

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課

担当:髙橋、大内、庭山

(直) 03-3501-5895